

## 事務局資料

---

2021年10月11日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論 ①

## 監査の現場と社会からの期待

- 上場会社数の増加や監査基準の改訂により、公認会計士がますます繁忙になっている。大手監査法人から中小監査事務所へ監査人を変更する傾向は今後数年は続くとみられ、特に中小監査事務所での人手不足が進む可能性がある。
- 規制は海外の動向の効果とデメリットを慎重に見極める必要がある。これまで不正会計が発覚する度に規制強化が図られてきたが、質の高い監査につながってきたのか疑問。効果とデメリットを慎重に見極める必要があり、規制によりかえって監査の質が蝕まれる懸念にも留意が必要。
- 会計の誤りが生じる要因には、事務処理上の意図せぬミスのようなものもあるが、監査の品質を考える上で最大の問題は、意図的な不正会計をなぜ防げないのかということ。それこそが社会の期待であり高品質な監査ではないか。形式的に監査手続を踏んでいても、不正会計を発見できないのであれば意味がない。
- 監査を受ける企業側の認識も重要。監査をコストと捉えるのではなく、監査の役割やその重要性が理解されれば、高品質な監査には正当な監査報酬が支払われ、監査人側もそれに応えようと更に品質の高い監査を行うという“好循環”が働くのではないか。

# 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論 ②

		第1回会合でのご議論	今回の議論のポイント(案)
マネジメント／監査品質の向上	上場会社の監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動が大規模化・複雑化した<u>上場会社の監査を行うためには、それに対応できる規模が必要</u>ではないか。</li> <li>例えば、一定の社員数を有することを求めれば、組織的に安定的な監査を行うことが可能となるほか、監査法人自身の財務基盤が安定するというメリットが見込める。</li> <li>ある程度の<u>規模は必要だが、質の向上が伴わない単なる合併では監査品質の問題に対する解決策にならない</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般投資家を含め多数のステークホルダーを有する上場会社の監査について、他の監査とは異なる規律付けが必要と考えるか。                      日本公認会計士協会が自主規制として「上場会社監査事務所登録制度」を運用しているところ、上場企業の監査の信頼性向上のため、より実効性のある方策を検討する必要はないか。                      異なる規律付けを行う場合、例えば、どのような観点の規律付けが必要と考えられるか(例:体制、リソース、情報提供)。</li> </ul>
	マネジメント／ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>中小監査法人を含め、上場会社の監査を担う監査法人による「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れ</u>が進むよう検討すべき。その際、必要に応じて、現在の「監査法人のガバナンス・コード」の見直しを検討すべきではないか。</li> <li>案件ごとの<u>監査上のリスク</u>について、監査法人の<u>トップを含めたマネジメントの問題として、また独立した第三者の目も含めて評価されることが必要</u>ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異なる規律付けを行う場合、特に中小監査法人に対し、どのようなサポートが行われることが求められるか。</li> <li>中小監査法人による「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れを念頭に置いた際、留意すべき事項はあるか。                      例えば、左記の合併時における品質確保や、リスク評価体制の在り方についてどう考えるか。</li> </ul>

# 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論 ③

	第1回会合でのご議論	今回の議論のポイント(案)
<p>「第三者の眼」によるチェック</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大手監査法人と中小監査法人では、マネジメントやガバナンスの在り方を検討するアプローチが異なるのではないかと。マネジメントやガバナンスの実効性を高めるためには、監査法人への<u>サポートと、適切なモニタリングの実施が重要</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当局や日本公認会計士協会によるモニタリングの在り方について、「第三者の眼」としてのチェック機能を向上させるため、上場会社を監査する監査事務所のモニタリングについて適切な役割分担や連携強化を図っていく必要はないか。</li> </ul>
<p>監査に関する情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人が<u>長期的に目指す姿とそれに至るロードマップを示し、外部から評価できるようにすることが必要</u>。現状は、目標やKPIがわかりにくいために、必要なスキルも見えにくい。評価制度と連動させれば実行性が担保される。目指す姿が見えれば、公認会計士を目指す人も増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人としての目標・KPIのほか、情報提供の進展が望ましい事項はあるか。また、それらの情報提供をどのように促していくことが考えられるか。</li> </ul>

# 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論 ④

公認会計士の能力向上・能力発揮

継続的な能力開発等

第1回会合でのご議論	今回の議論のポイント(案)
<ul style="list-style-type: none"><li>監査・保証の対象が拡大しており、それに対応できる知識・能力が必要。<u>公認会計士試験、実務補習、継続的専門研修(CPE)の内容や実施方法を検討すべき。</u></li><li>不正を見抜く力を養うためには、<u>過去の事例のケーススタディが効果的。</u></li><li>近年は会計基準も複雑になっているため、<u>組織内会計士にもCPEの履修を通じて能力をアップデートしてもらう価値は大きい。</u>CPEの履修要件を満たさない公認会計士には<u>厳格に対応し、専門知識や倫理観の保持を図る必要。</u></li><li>組織内会計士の能力・倫理は必ずしも監査人と同じではない。<u>組織内会計士向けの指導・支援をどのように行き渡らせるかを検討すべき。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>実務補習や継続的専門研修(CPE)の内容や実施方法について、どのような改善が図られることが望ましいと考えるか。</li><li>CPEの適切な受講を担保する観点から、CPEを適切に受講しない者に対し、現状より厳格な対応を取るべきと考えるか。</li><li>組織内会計士への指導・支援を行き渡らせるため、どのような取組みが必要か。</li><li>女性公認会計士の活躍の促進を含め、能力ある公認会計士の活躍の機会を確保するため、検討すべき事項はあるか。</li></ul>

# 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論 ⑤

		第1回会合でのご議論	今回の議論のポイント(案)
公認会計士の能力向上・能力発揮	企業側を含む 多様な経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的な不正を見抜くためには、企業活動のインセンティブや経営のバイアスを理解することが有益。監査業務の経験だけではなく、<b>監査事務所と企業の人材交流</b>などによる多様な経験を通じてそうした洞察力が磨かれる。</li> <li>企業との人材交流は有効だと思うが、ローテーションにより同業を含む様々な企業の状況を把握し、監査人としての視点を高めていくことも重要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業側を含む現場での経験を養うため、公認会計士の登録に際し、業務補助や実務従事としての一層の経験を求めるべきと考えるか。それ以外に多様な経験を積む観点からどのような取組みが考えられるか。</li> </ul>
	試験制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSやITを試験科目とすることを検討してはどうか。</li> <li>上場会社の監査を担うにはIFRSや国際税務等に通じていることが望ましいが、全ての公認会計士に求める必要もない。携わる業務に応じて、試験内容を変えてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験制度の在り方については、公認会計士に求められる資質の検討を踏まえた中長期的な検討事項として取り扱うことをどう考えるか。</li> </ul>

# 「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」第1回の議論 ⑥

		第1回会合でのご議論	今回の議論のポイント(案)
高品質な会計監査を実施するための環境	内部監査部門／ 監査役等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>内部監査部門や監査役等と監査人とのコミュニケーション・連携の強化</u>は非常に重要。近年、内部監査の充実が図られているため、企業ごとの事情に精通した内部監査が有効に活用されることにつながるのではないか。</li> <li>• 内部監査部門や監査役等の独立性・倫理観を監査人はしっかり評価すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部監査部門や監査役等と監査人との連携の強化や、内部統制報告制度の実効性の向上に向けて、それぞれどのように検討を進めることが適切と考えるか。</li> <li>• また、その際に留意しておくべき事項はあるか。</li> </ul>
	内部統制／ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部統制監査が導入されて以降、企業の経営管理・ガバナンスの向上に一定の効果はあったが、近年は毎年同じような監査手続を行うだけで、<u>内部統制報告制度が形骸化している懸念</u>があるのではないか。</li> <li>• 企業が内部統制の整備を怠った場合に相応のペナルティを課すことを考えるべきではないか。</li> <li>• 企業の<u>財務報告に係るガバナンスが強化されるべき</u>。有価証券報告書の記載内容の適正性に係る記述の充実を図るべき。また、監査役等も監査に係るガバナンスに責任・権限を持ち、それを示していくべき。この観点では、有価証券報告書の財務諸表に監査役等による報告書を求めるべきではないか。</li> </ul>	

# 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論 ⑦

	第1回会合でのご議論	今回の議論のポイント(案)
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 公認会計士の業務が拡大しており、個々の業務の公認会計士法上の位置付けについて中長期的に整理すべき。</li><li>• (上場会社以外の有価証券報告書提出会社における)中間財務諸表・中間監査には非常に手間がかかっている。</li><li>• 会社法と金融商品取引法の財務報告について、法体系としての一元化を考えるべきではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 中長期的にこれらの論点を検討する際、留意しておくべき事項はあるか。</li><li>• この他、足下の論点として検討を深めておくべき事項はあるか。</li></ul>

# 〔参考〕「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」第1回の議論の整理

		短期的な検討を要する論点	中長期的な論点
<b>監査人の体制等</b>	<p>上場会社の監査に求められる規律を整理しつつ、それを達成するためのガバナンス等の在り方や、KPI等の情報提供について議論。</p> <p>規律の整理に際しては、併せて必要となるサポートや、「第三者の眼」によるチェックの在り方についても検討。</p>	<pre> graph TD     A[上場会社の監査] --&gt; B[マネジメント／ガバナンス]     B --&gt; C[情報提供]     A &lt;--&gt; D[サポート／「第三者の眼」によるチェック]         </pre>	
<b>能力向上・能力発揮</b>	<p>公認会計士の能力開発／能力発揮のための方策を検討。その中で、多様な経験の確保についても検討。</p> <p>試験制度については、公認会計士の役割の広がり等を踏まえ、腰を据えて議論。</p>	<pre> graph TD     E[継続的な能力開発／能力発揮] &lt;--&gt; F[多様な経験]     E --&gt; G[試験制度]         </pre>	
<b>監査実施の環境</b>	<p>コーポレートガバナンス・コード改訂後の取組みの進展を見ながら、課題や対応を整理。</p>	<pre> graph TD     H[内部監査部門／監査役との連携]     I[内部統制／ガバナンス]         </pre>	
<b>その他</b>	<p>企業開示の在り方を踏まえた検討が必要。</p>		<b>その他の論点</b>